

平成二十三年三月四日提出
質問第一一八号

成田国際空港周辺地区の騒音問題に関する質問主意書

提出者 服部良一

成田国際空港周辺地区の騒音問題に関する質問主意書

成田国際空港は、平成二二年三月より年間発着回数二二万回体制で運用されている。その影響により、B滑走路（二五〇〇メートル）飛行コース直下の成田市東峰地区における騒音被害が顕著になっている。騒音のレベルは九〇デシベル、場合によっては一〇〇デシベルを超えており、頻度も一分半から二分間隔で発生している（市民グループの調査による）。人間としての生活が困難になる騒音限界値は、六五デシベルから七〇デシベルとされており、現在計測されている騒音のレベルは、住民の受忍限度をはるかに超えている。東峰地区には有機農業を営む農民や農産加工場で働く従業員など関係者が多数くらし、生産活動を営んでいる。生活破壊をもたらす騒音を放置することは憲法で保障された生存権を無視し、重大な人権侵害であるとの観点から、以下質問する。

一 成田国際空港による騒音問題について、政府は現在までにいかなる調査を行い、実態をどのように把握しているか。

二 成田国際空港による現在の騒音問題に関し、政府及び成田国際空港株式会社（以下、空港会社）はどのような対策を実施または計画しているか。

三 騒音問題に関し、政府及び空港会社は、被害者及びその関係者と騒音を軽減する方向での話し合いを実施する方針を持っているか。

四 平成一七年五月、当時の空港会社社長である黒野匡彦氏（元運輸事務次官）は、東峰地区住民への手紙で、これまでの空港の運用や整備計画策定のあり方について非を認めて詫びると同時に、「あくまで皆様との話し合いによって解決してまいりたい」と約束している。政府はこのことを承知しているか。承知している場合には、政府及び空港会社はこの約束をいかに受け止めているか。

五 成田国際空港の将来計画によれば、年間発着回数三〇万回が想定されているが、その場合の騒音についてはいかなる水準を想定し、どのような対策を講じる計画か、明らかにされたい。

右質問する。